

村外から弥彦村へ転入される方へ（ご案内）

弥彦村に住所を移した日から14日以内に転入届を行ってください。

【転入届に必要なもの】

- 転出証明書（又は個人番号カード）
- 運転免許証等の本人確認書類
- 印鑑

※外国人住民の方は、在留カード又は特別永住者証明書もお持ちになり、手続きをしてください。

【転入時の手続き】 ※詳しくはそれぞれの窓口にお問い合わせください

制 度	内 容	窓 口
印鑑登録	前住所地での登録は無効になっています。必要に応じて新たに登録してください。	住民課 1F Tel.0256-94-3132
通知カード	通知カードをお持ちください。新住所を裏面に記載します。	
個人番号カード 又は 住民基本台帳カード	<p>転入前に発行されたカードは、転入届をしてから90日以内にカードをお持ちになり、継続利用の手続き（暗証番号の入力が必要です）をしていただきますと、引き続き利用することができます。カードの追記欄に新住所を記載します。</p> <p>※前住所地で個人番号カードを申請していた場合、再度申請をしていただく必要があります。窓口でご相談ください。</p> <p>【特例転入について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード又は住民基本台帳カードをお持ちの方で特例転出された方はカードを使って手続きを行いますので、カードを必ずお持ちください。 ・転入日から14日を過ぎて転入届を出した場合や、転出予定日から30日を過ぎて転入届をした場合はカードの特例転入はできません。 	
電子証明書	署名用は住所の変更により自動的に失効になりますので、必要に応じて新たに申請してください。利用者証明書は失効しませんので、引き続き利用できます。※住基カードには新たに電子証明書を搭載できません。	
在留カード又は 特別永住者証明書	外国人住民の方は、在留カード又は特別永住者証明書を必ずお持ちください。新しい住所を裏面に記載します。	
国民健康保険	<p>転入された時点で、何らかの健康保険に加入されていない方、あるいは加入予定がない方は、国民健康保険に加入していただく必要がありますのでお申し出ください。</p> <p>保険料の納付義務者は世帯主であり、保険料のお知らせは翌月以降に郵送されます。また、国民健康保険に関する文書はすべて世帯主宛となります。</p>	
医療費助成	子ども	高校3年生まで（18歳到達年度の年度末まで）の児童の医療費の自己負担金の一部を助成します。保険証をお持ちください。
	重度心身障害者	<p>次のいずれかの手帳を所持している重度心身障害者の方の医療費の自己負担金の一部を助成します。【身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳A、精神福祉手帳1級】</p> <p>ただし、所得制限があります。</p> <p>※該当する手帳と保険証、前住所地発行の所得・課税証明書をお持ちください。詳細はご相談ください。</p>
	ひとり親家庭等	18歳までの児童を扶養しているひとり親家庭の母子・父子の医療費の自己負担金の一部を助成します。父母どちらかが重度障害者1級の場合も対象になります。ただし、所得制限があります。※保険証と前住所地発行の所得・課税証明書、ひとり親家庭等を証明する書類が必要です。詳細はご相談ください。
	妊産婦	転入日の翌日から出産した月の翌月の末日まで医療費の自己負担金の一部を助成します。保険証と母子健康手帳をお持ちください。

裏面もお読みください。

制 度	内 容	窓 口
児童手当	・児童手当の受給対象は[中学校3年生まで(15歳到達年度の年度末まで)]です。 ※対象の子どもが転入される場合のほか、受給されている保護者のみが転入される場合も届出が必要です。前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に届出してください。	住民課 1F Tel.0256-94-3132
児童扶養手当	18歳になる年度末までの児童を監護する母子、父子家庭の方に支給する手当です。 所得制限があります。詳しくはご相談ください。	
特別児童扶養手当	精神または身体に一定の障害をもつ20歳未満の児童を監護する過程に支給する手当です。所得制限があります。詳しくはご相談ください。	
年 金	国民年金 (1号被保険者)	満20歳～60歳で、(厚生年金、共済年金)に加入されていない方は、国民年金(第1号被保険者)の加入届をしてください。(年金手帳など基礎年金番号のわかるものと、今までの年金の喪失日がわかるものをお持ちください。)
	既に 年金を受給して いる方	国民年金や厚生年金を受給されている方の住所変更の届出は、住基ネットの活用により原則不要ですが、一部必要な方もおられます。届出が必要かご不明な方は日本年金機構年金事務所へお問い合わせください。
精神障害者 保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳をお持ちください。	
障害者医療 自立支援医療 (精神通院)	精神疾患治療のための医療費の自己負担の一部助成をします。 弥彦村独自で行っている医療費助成制度もあります。詳しくはご相談ください。	
後期高齢者医療	満75歳以上の方、及び65歳以上の一定の障害のあるで資格のある方には後期高齢者被保険者証を後日郵送します。 県外から転入された方で、転出時に交付された「負担区分等証明書」をお持ちの方は提出してください。	
介護保険 (65歳以上)	保険証は、65歳以上の方に郵送します。(ただし、施設に入所される方は、施設の種類によって、他市町村の加入者になる場合などがあります。) ただし、前住所地で転出時に交付された「受給資格証明書」をお持ちの方は、転入の日から14日以内に提出してください。また、「受給資格証明書」をお持ちでない方で、要介護・要支援認定の申請をされる必要がある方は、ご相談ください。	福祉保健課 1F Tel.0256-94-3133
障害者福祉	身体障害者手帳・療育手帳などをお持ちください。	
妊婦一般 健康診査受診票	妊婦の方には、妊婦一般健康診査受診票を交付します。母子健康手帳をお持ちください。	
予防接種券	未接種の予防接種券を交付いたします。母子健康手帳をお持ちください。	
固定資産税	村内に固定資産(土地・家屋)をお持ちの方は、お申し出ください。 税務課で手続きがあります。	税務課 1F Tel.0256-94-3134
教 育	保育園や小・中学校のお子様がいる場合、お申し出ください。 教育委員会で手続きがあります。	教育委員会 【役場庁舎となり】 Tel.0256-94-1021
犬を飼っている方	登録の手続きがありますので、お申し出ください。 建設企業課で手続きがあります。	建設企業課 2F Tel.94-1022
水 道	開栓や名義を変更する場合、右記連絡先にお問い合わせください。	燕・弥彦総合事務 組合水道局 Tel.0256-64-1022